

第30表 刑法犯の罪種別認知・

罪 種		認 知 件 数	検 挙 件 数		
			総 数	管 内 事 件	他 府 県 事 件
<b>総</b>	<b>数</b>	<b>104,664</b>	<b>34,309</b>	<b>30,507</b>	<b>3,802</b>
凶	殺 人	105	100	99	1
	嬰 児 殺 害	3	3	3	-
悪	強 盗 殺 人	4	5	5	-
	強 盗 傷 人	101	96	96	-
	強 盗 ・ 強 制 性 交 等	5	3	3	-
犯	普 通 強 盗	145	147	147	-
	放 火	53	40	40	-
	強 制 性 交 等	244	234	234	-
粗	凶 器 準 備 集 合	2	2	2	-
	暴 行	4,221	3,063	3,063	-
暴	傷 害	2,682	2,284	2,282	2
	傷 害 致 死	8	7	7	-
	脅 迫	457	417	416	1
犯	恐 喝	216	171	169	2
	侵 入 窃 盗	4,550	3,866	2,687	1,179
窃	非 侵 入 窃 盗	69,438	14,205	12,956	1,249
知	詐 欺	6,146	3,089	2,154	935
	横 領	136	113	111	2
能	偽 造	486	496	445	51
	汚 職	3	4	3	1
犯	背 任	11	8	8	-
	賭 博	8	9	9	-
風	強 制 わ い せ つ	684	617	615	2
	公 然 わ い せ つ ・ 物	220	202	198	4
俗	占 有 離 脱 物 横 領	2,674	2,607	2,395	212
	うち) 自 転 車 占 脱	1,811	1,855	1,742	113
其	公 務 執 行 妨 害	441	440	438	2
	住 居 侵 入	878	634	548	86
他	盗 品 等	69	73	60	13
	器 物 損 壊 等	10,089	947	919	28
犯	そ の 他	585	427	395	32

注1 刑法犯とは、刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）、爆発物取締罰則、決闘罪に関する件、暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する法律、

数値：刑事総務課

## 検挙状況及び被殺傷者数

検 挙 人 員		当庁事件の 他府県警察 検 挙 件 数	被 殺 傷 者 数			
総 数	うち) 少年		総 数	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
<b>24,902</b>	<b>2,548</b>	<b>1,862</b>	<b>3,148</b>	<b>65</b>	<b>360</b>	<b>2,723</b>
98	3	-	90	35	24	31
3	1	-	2	1	1	-
6	-	-	4	4	-	-
182	32	-	106	-	9	97
3	1	-	1	-	-	1
155	10	-	-	-	-	-
39	2	-	-	-	-	-
206	16	4	12	-	-	12
2	2	-	-	-	-	-
2,975	104	-	-	-	-	-
2,892	247	-	2,821	-	302	2,519
7	-	-	8	8	-	-
383	22	1	-	-	-	-
204	33	2	-	-	-	-
699	43	247	-	-	-	-
10,059	1,311	1,047	-	-	-	-
1,467	173	391	-	-	-	-
102	1	2	-	-	-	-
214	16	16	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-
89	-	-	-	-	-	-
499	34	3	28	-	2	26
217	13	3	-	-	-	-
2,524	315	79	-	-	-	-
1,827	243	61	-	-	-	-
375	12	-	-	-	-	-
425	51	12	-	-	-	-
60	32	9	-	-	-	-
646	47	6	-	-	-	-
355	27	40	76	17	22	37

る特別措置法、サリン等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律に規定する罪をいう。

2 少年とは、検挙時20歳未満の者をいい、重傷者とは、加療日数が1か月（30日）以上の負傷者をいう。